東郷町立保育園英語活動事業委託業務仕様書

１　委託名称

　　東郷町立保育園英語活動事業

２　目的

　　本事業は、幼児期から子どもたちに英語にふれる機会を提供するとともに、外国の文化や生活習慣を体験的に学びながら人と関わる力を養うことを目的とする。

３　委託概要

⑴　内容

　ア　保育園における英語活動

　イ　英語教材作成等

　ウ　特別活動及び課外活動への協力

　エ　その他、委託者と受託者が合意した活動

⑵　期間

令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

⑶　活動場所　　東郷町立保育園４園

ア　中部保育園（東郷町大字春木字上ノ畑９８６番地）

イ　南部保育園（東郷町大字春木字北切山６０５９番地１）

　　ウ　音貝保育園（東郷町大字春木字音貝７７番地２）

　　エ　たかね保育園（東郷町白鳥四丁目１番地３）

ただし、特別活動及び課外活動の場合は、保育園が指定した場所とする。

⑷　対象園児

　３歳から５歳児クラスの園児

　⑸　活動日及び活動時間

　　ア　活動日　　原則毎週月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び町が指定する日を除く。

　　イ　活動日数　年間２００日（延べ４００日）以上の活動日を確保すること。

　　ウ　１日の活動時間　　午前９時から午後３時まで

　⑹　講師の人数

　　１日当たり２人（１園当たり１人の配置とし、１日当たり２園の配置を原則とする。）

４　活動カリキュラム及び教材の提供

受託者は、事業目的をよく理解したうえで、次に掲げる要件が含まれる活動カリキュラム及び活動に必要な教材を提供すること。

ア　英語の言葉遊びや外国の歌などに触れる活動を通じて、子どもに活きた英語を親しみやすく伝える。

イ　外国の行事やあそびなどに触れる活動を通じて、子どもが異文化に触れる機会を持つ。

ウ　さまざまな活動を通じて講師と関わることで、子どもにコミュニケーションの楽しさや大切さを体験させる。

５　講師の要件

受託者は、活動の実施に伴い、次に掲げる要件を全て満たす講師を派遣すること。

⑴　英語を公用語とし、現地大学（２年制を含む。）以上の教育機関を卒業した者。

⑵　本事業と類似の状況における子どもへの指導経験が十分である又は受託者が実施する研修などを十分な期間受講し、本事業が実施可能な水準となる指導技術をもつこと。

⑶　心身ともに健康であり、簡単な日本語が理解できること。

⑷　勤務に適したビザを取得していること。

⑸　日本や日本文化に興味関心を持ち、保育園において、子ども及び職員と積極的にコミュニケーションを図ることができること。

⑹　子どもを保育する資質、人格を持ち、熱意をもって事業に取り組むことができること。

⑺　子どもの人権を尊重し、子どもの性差、個人差を配慮できること。

⑻　子どもに身体的、精神的苦痛を与える行為をしないなど、基本的倫理観を持ち合わせていること。

⑼　法令を遵守し、日本の習慣を理解し、良識を持った行動、服装など指導者としてふさわしい資質を有すること。

⑽　その他委託者と受託者が協議した必要事項。

６　事業における管理運営

受託者は、事業を円滑に行うため、次に掲げる管理運営を行うこと。

⑴　総括責任者の選任

　　　受託者は、講師を総括する担当者を選任し、こども保育課、配属先保育園及び講師との連絡調整などを円滑に行うこと。

⑵　計画書の作成

　　　受託者は、速やかに事業実施計画書を作成すること。計画の作成に当たっては、こども保育課及び配属先保育園と事業内容について協議すること。

⑶　要望への対応

こども保育課及び配属先保育園から事業に関わる要望があった場合は、受託者は早急かつ柔軟に対応すること。また、その対応内容をこども保育課及び配属先保育園へ報告すること。

⑷　講師の変更

委託者は、配置された英語講師に問題が生じ、事業実施に支障を生じていると判断したときは、受託者に英語講師の変更を求めることができる。

⑸　不測の事態への対応

　　ア　講師の病気等、受託者の事由で事業実施に支障をきたす事態が発生した場合は、代替講師を派遣する等、本事業を継続するために必要な措置を講じること。

イ　委託者が、活動日又は活動時間以外に追加して委託する場合は、受託者は追加委託料によりこれを受託し、又は追加活動日若しくは追加活動時間の分を、委託者と調整のうえ正規の活動日又は活動時間と相殺することができる。

　⑹　報告書の作成

受託者は、次に掲げる報告書等（様式任意）を書面で提出すること。また、委託者の求めに応じ、必要に応じて事業の遂行及び管理に関する書類を提出すること。

　　ア　毎月事業報告書　毎月１回、活動内容等についての報告書

　　イ　事業実績報告書　毎年度事業完了後に事業全体の実施状況及び改善提言等を行う事業実績報告書

⑺　その他

活動中は、子どもの安全管理を十分に考慮すること。受託者が派遣した講師により子ども又は職員に損害を与えた場合は、その損害の責任を負うこと。また、必要に応じて講師への指揮、命令及び保育園内での事業の調整を行い、活動が円滑に行われるように十分配慮すること。

７　委託料の支払い

委託料の支払いは、毎月事業報告書提出後、当該報告書による履行確認のうえ、翌月末日までに当該月分を支払う。

８　事業の適正な実施に関する事項

⑴　事業の一括再委託の禁止

　　　受託者は、受託した事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われるものについては、本町と協議のうえ、事業の一部を再委託することができる。

⑵　守秘義務

　　　受託者は、事業遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己利益のために利用することはできない。特に、個人情報の取扱いについては、「東郷町個人情報保護条例（平成１６年東郷町条例第４０号）」に基づき、厳重に行うこと。なお、契約期間終了後も同様とする。また、講師に対しても指導を徹底すること。

⑶　法令遵守

　　　受託者は、本事業に関連する法令等について遵守すること。また、講師に対しても法令等遵守指導を徹底すること。

９　その他

本町と受託者との契約期間中において、受託者による事業の継続が困難になった場合は、本町と協議のうえ、適切な措置を講ずること。受託者は、本仕様書に明示した以外の事項について、事業目的及び事業方針に照らし合わせて必要とみられる場合は、本町と協議のうえ、誠実に履行すること。また、事業遂行上疑義が生じた場合は、本町と協議すること。